

1. 調達する役務の概要

日産 ノート 修理業務（車体の状況については仕様書別紙のとおり）

車台番号：SNE13-110992

- (1) 損傷箇所の板金、塗装及び部品交換を行い、隣接パネルと調和した仕上げとすること。
- (2) 修理箇所（ドアの開閉等を含む。）が正常に機能することを確認するとともに、当該事故に起因する不具合の有無について、走行機能及び安全性に係る各部の点検を行うこと。
- (3) (2)の確認及び点検の結果、異常が新たに発覚した場合は、当管理所と協議の上、その承認を得たうえで当該箇所についても併せて修理すること。

2. 納入場所

近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所

〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1525番地

TEL 0794-87-3321

3. 納入期限

令和8年11月20日

4. 環境関係法令について

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

5. その他

- (1) 現車確認は、令和8年10月1日（木）及び10月2日（金）の各日、当所に来所の上、10時から16時までの間で実施可能とする。
現車確認を希望する場合は、令和8年9月30日（水）12時までに、希望日時を記載の上、発注者へ電子メール（メールアドレス：kakogawa_soukan@maff.go.jp）により連絡すること。
なお、電話及びFAXによる受付は行わない。
- (2) 車両の整備は、原則整備工場等において実施するものとする。
整備工場等への回送は受注者が行うこと。なお、修理期間中の代車の用意は必要ない。
回送のために往路で使用した受注者の車両について、修理期間中、当所の駐車場に駐車してもよい。
- (3) 詳細な作業時期については、事前に発注者と打ち合わせを行い決定するものとする。
ただし、車両の引き取りについては、平日の9時から16時となるように手配すること。
- (4) 修理等に伴い廃棄物等の発生物がある場合は、受注者の負担により適正に処分すること。
- (5) 車両回送・廃棄物処分等の諸経費が必要な場合は含めること。
- (6) 修理業務の過程において、1に定める役務のほか、走行に支障のある故障等が発覚した場合は、発注者に報告の上、追加の修理について発注者と協議すること。
- (7) 代金の支払いについては、受注者より提出された適法な支払請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。
- (8) 上記に定めのない事項については、発注者、受注者と協議の上決定する。

仕様書別紙

【全体写真】



【拡大写真】

